

各委員からの提案事項について

令和 5 年 9 月 1 2 日
総務省自治財政局財務調査課

【提案事項】

■ 固定資産台帳の整備に関するもの

1. 道路の除却処理等について
2. 道路等底地の1円評価について
3. 土地の取得に伴う補償費について
4. 施設の長寿命化等に伴う耐用年数について

第4回WGで議論

■ 財務書類の作成に関するもの

5. 会計年度任用職員の給与等について
6. 退職手当組合に対する負担金について

7. 出資金の計上方法について
8. 出捐金の強制評価減について
9. 連結時における長期前受金等の読替えについて
10. PFI等に係る区分掲記について

■ 附属明細書に関するもの

11. 連結附属明細書における有形固定資産の明細について
12. 投資及び出資金の明細について
13. 財源情報の明細について

■ その他

14. 債務償還可能年数の算定に用いる指標について
15. 所有外管理資産の整備費用の仕訳について

今回議論

【今回議論するもの】

5. 会計年度任用職員の給与等について

地方自治法上、フルタイム会計年度任用職員は給料、旅費及び一定の手当の支給対象、パートタイム会計年度任用職員は報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象とされており、総務省の会計年度任用職員手続マニュアルに沿って、全国統一的に条例を定めて、同じ科目で給付している。

当該内容を別表6の仕訳変換表で公会計の勘定科目に変換すると、フルタイム会計年度任用職員は職員給与費で対応できるが、パートタイム会計年度任用職員は、報酬はその他（人件費）、期末手当は職員給与費、費用弁償は物件費に分かれてしまうことから、資金仕訳変換表の見直しが必要ではないか。

7. 公営企業に対する出資金の計上方法について

出資金の計上金額の考え方が統一されておらず、

- ・ 開始残高算定時に、公営企業側で計上している資本金に合わせて、投資その他の資産として計上
- ・ 繰入資本金相当のみを資産計上
- ・ 財産調書に記載されていないことを理由に未計上

と扱いが分かれるので、統一した方がよいのではないか。

一般会計等、公営企業会計の双方に計上されていれば連結の際に相殺できるが、出資金を計上しない扱いの場合は相殺できない。

8. 出捐金の強制評価減について

出捐金には出資割合の考え方がなく、また、出資割合に応じて回収することもないため、強制評価減の対象外ではないか。仮にそうであれば、附属明細書の記載方法を補足したい。

9. 連結時における長期前受金等の読替えについて

公営企業の長期前受金及び長期前受金収益化累計額について、連結の際の読替表では「固定負債-その他」に読み替えることとなるが、一般会計では、固定資産を取得するための補助金等も当該年度国県等補助金としており、負債では計上していない。長期前受金は金額が大きく重要性があるため、「固定負債-その他」に読み替えるのではなく、一般会計における処理に合わせて純資産に含める方がよいのではないか。

10. PFI等に係る区分掲記について

現行の貸借対照表の様式では、PFIに係る債務は固定資産「その他」や流動負債「その他」に計上される。PFI規模にしたがい債務も多額に上り「その他」の金額が大きくなるが、開示上重要性に応じて区分掲記する取扱いがなされておらず、実態把握・比較分析がしにくい。

また、下水道の施設使用权は無形固定資産に計上されるが、現行の様式（連結）では、「その他」に計上され区分掲記されず、同様に実態把握・比較分析がしにくい。

上記に対する提案として、実態把握・比較の観点から、重要性に応じて区分掲記できないか。その際の判断基準（例えば、財規等の基準（総資産の5%））を提示することが考えられる。なお、システム改修による科目の追加（科目マスタ変更）が必要となる（ただし、システム上の対応はマストではなく、表示組換えでの対応も可能。）。

11. 連結附属明細書における有形固定資産の明細について

連結附属明細書のうち有形固定資産の明細は、科目の読替えと比例連結割合変更による差額を調整するなど実務上作成が煩雑だが、都道府県に報告する公会計情報の対象にはなっておらず、容易な他団体比較・分析ができない。固定資産取得に関する支出額は、現状任意だが多くの団体が作成していると思われる連結資金収支計算書から把握可能であるため、当該明細の作成は任意としても良いのではないか。

12. 投資及び出資金の明細について

附属明細書のうち「③投資及び出資金の明細」で投資先の資産、負債、純資産、資本金、出資割合を記載するが、市場価格のないもののうち連結対象団体（会計）以外に対するものについては、株式会社以外は出資額が回収される可能性は極めて低く、強制評価減の判定が困難である。

資産や負債なども強制評価減を算出するために記載している面があるので、負担軽減のため出資金額以外の記載は省略してはどうか。

13. 財源情報の明細について

附属明細書のうち「（2）財源情報の明細」は作成に当たり固定資産の財源構成を把握する必要があるが、多大な労力を要するため、業務の効率性を考慮して作成を省略してもよいのではないか。

14. 債務償還可能年数の算定に用いる指標について

債務償還可能年数は、公会計を基にした指標から決算統計・健全化判断比率を基にした指標に変えた経緯があるが、所有外資産に係る支出が投資活動支出に変更となることにより大きく改善することになるため、公会計指標に戻してはどうか。

15. 所有外管理資産の整備費用の仕訳について

「所有外管理資産」の整備に係る費用はどのように仕訳するべきか。